

入札監理小委員会 第 6 3 1 回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第 6 3 1 回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和 3 年 6 月 4 日（金）14：23～15：33

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1．開会

2．実施要項（案）の審議

○国立研究開発法人情報通信研究機構の情報システムの運用業務

3．事業終了の報告及び事業評価（案）の審議

○農林水産省行政情報システム運用管理業務

4．その他

○共用計算機システム借用及び運用支援業務（国立研究開発法人建築研究所）

○政府所有米穀の販売等業務（農林水産省）

5．閉会

<出席者>

（委 員）

井熊主査、関野副主査、大山専門委員、小尾専門委員

（国立研究開発法人情報通信研究機構）

業務企画部 DX企画推進室 岩爪室長

財務部 山本シニアマネージャー

岡本無期研究技術員

（農林水産省）

大臣官房 デジタル戦略グループ 窪山参事官

内田課長補佐

（国立研究開発法人建築研究所）

企画部 情報・技術課 中間課長

（事務局）

小原参事官、飯村企画官

○事務局 それでは、ただいまから第631回入札監理小委員会を開催いたします。

初めに、国立研究開発法人情報通信研究機構の情報システム運用業務の実施要項（案）について、国立研究開発法人情報通信研究機構業務企画部DX企画推進室、岩爪室長より御説明をお願いしたいと思います。

○岩爪室長 情報通信研究機構業務企画部DX企画推進室の岩爪と申します。本日はよろしくお願いいたします。

それでは、当情報通信研究機構の情報システム運用業務につきまして、入札実施要項の案に基づきまして御説明させていただきます。

従前より、この実施要項に関しては1者応札になっていることから、幾つか御指摘を頂いておりまして、今回、それを踏まえて実施要項の作成に当たりました。

まず、検討に当たりまして、事業者に4者ヒアリングを実施いたしました。非公開になっておりますけれども、仮にA社、B社、C社、D社となっております。このうち、D社については現行の運用業者となっております。

各社から御意見を頂きまして、特に現在の常駐人数の多さについての懸念が多く寄せられたことから、これについて、後ほど御説明させていただきますけれども、遠隔支援やリモート等の運用を取り込む方針とさせていただきました。

実際に、主な検討事項につきまして、ポイントを御説明させていただきます。今回、御指摘を経て採用されてきた項目としましては、大きく4点ございます。

1つは遠隔支援。リモート対応、それによる常駐人数の低減でございます。これは、要項のページで言いますと、4ページから10ページの間に記載がございます。

2点目は、自動化、人的オペレーション低減の提案の取り入れです。これにつきましては、9ページ、10ページに記載がございます。詳細は、これから御説明させていただきます。

3点目は、これも昨年度、小委員会で御指摘を頂いておりまして、引継費用の明確化についてでございます。これについては、10ページから11ページに記載させていただいております。

4点目は、これも競争性を確保することから、当機構のサーバー室の内覧会を実施することとさせていただいておりまして、これについては、19ページに記載がございます。

それでは、各取組について詳細を御説明させていただきます。

まず、遠隔支援と自動化、人的オペレーションの低減につきまして御説明します。これ

は、昨年度6月の小委員会での御指摘や、事業者からのヒアリング等を踏まえまして、いろいろ御意見を頂きました。それを踏まえての修正となっております。

実施要項上ですと、4ページの各業務のところにマーカーが入っていると思うのですが、けれども、従来、「常駐で」という表現のみになっていたのですが、ここに「もしくは遠隔支援」という記載をさせていただいております。

また、実施要項の9ページから10ページ、それから、別添の46ページの辺りもネットワーク経由での遠隔支援との組合せ等、積極的に取り入れてくださいという旨の記載をしております。

さらに、事業者から積極的に提案を頂きますように、175ページに記載がございます、総合評価得点基準表にも、これらの遠隔支援、リモート対応、自動化、人的オペレーション低減に関する取り入れを加点項目として加えております。

続きまして、3点目、引継費用の明確化についてです。これも、昨年6月の小委員会御指摘を頂いております、それを踏まえて、今回、実施要項の10ページから11ページに当たりまして、引継ぎによって発生し得る、想定される費用につきまして、表の形で整理させていただきました。具体的に、現行業者、今回契約される事業者、それから、その次に想定される事業者の間で費用の負担区分を明確に記載いたしました。

なお、この引継ぎの負担に関しましては、従前の契約で現在契約中の事業者に関しては、契約上、明記されておりませんが、現行業者とは事前に協議が必要になると考えておりますけれども、これまでも資料の修正と運用の仕様等で盛り込まれている部分が多々ありますので、それほど大きな問題になることはないかと私どもは考えております。

これにつきましても、新規参入の業者に向けて、入札説明会を通じて本項目の表に関して説明をして、不要な費用、リスクを取るために、不要な費用を積算されることがないように呼びかけていきたいと考えております。

最後に4点目ですが、サーバーの内覧会について、19ページに記載させていただいております。これに関しては、市場化テストのOA標準例を参考に記載させていただきました。具体的には、運用対象としてオンプレミスのサーバーや基幹サーバー、基幹ネットワークが設置されているサーバー室、アクセススイッチや物理的な配線状況等が把握できるようなEPS室、それから、常駐者の業務場所である執務室を対象に内覧会を実施いたしまして、運用機器の確認、運用状況の確認を頂いた上で、入札の参考にしていただくことを目的としております。

実施予定につきましても、実施要項の 14 ページに明記させていただいております。

ここまでが、これまで小委員会で御指摘を頂いた御意見や事業者からのヒアリングを踏まえて、新たな項目、取組として追加させていただいた事項になります。

続きまして、幾つかヒアリングや、これまでの委員会で御指摘を頂いていたのですけれども、今回の仕様には盛り込まなかった項目について、その経緯、理由等について御説明差し上げます。

大きく 3 点ございまして、まず、1 者応札になるということで、規模が大きいという理由になるので、それを回避する方策として地域分割。幾つか地方の拠点がございますが、それらを分割するという案が考えられました。

もう一つは、事業の内容です。具体的に保守の対象とするような業務の内容やシステムを分割することで応札の競争を促す方策があるのではないかと考えられました。

もう一つ、3 点目としては、これまでは 2 年ごとに契約をしていたのですけれども、契約期間を延長することで、費用や人員の平準化等のメリットも考えられますので、そういう可能性はどうかということで、この 3 点について検討をいたしました。

まず、地域分割につきましては、これまでの市場化テストの試みの経過の中で、従来、地方の拠点ごとにばらばらに契約を行っていたものを統合してきたという経緯がございます。これによって、実は本部の基幹の運用の S E と地方拠点の運用を行っている S E の間で、かなり情報共有、連携の体制が進みまして、そのための統一の資料化や、遠隔を利用して連携がスムーズにできるようなことが進んでまいりまして、サービス面でも品質の向上が見られたというのが、私どもの実感としてございます。

また、今回、4 件の事業者にヒアリングを実施したところ、分割に関して前向きなコメント等は頂けなかった。また、先ほどの提案にもありましたけれども、リモートでの対応等も検討に入っていることから、それで一部業務を代替できるようなことも考えられますので、総合的に判断しまして、地域を分割するということは見送るということを決断いたしました。

続きまして、業務の内容の分割ですけれども、まず、当機構の情報システムの特徴がございまして、当機構で運用しているシステムは、現在運用している業者が構築したシステムはほとんどございませぬ。大半が内製システムや、ほかの一般競争入札等で運用事業者以外の業者が構築したシステムを保守の対象としているということがございます。

今回、入札時にもシステムの対象の規模が大きくて見送ったような理由、可能性も考え

られたのですけれども、現在、多くの機構のシステムが仮想基盤上で動作している。それから、いろいろ認証関係でアカウントの連携なども行われているということが懸念材料としてございます。万が一、障害が発生した場合、どのシステムが障害を起こしているのか、切り分け作業をする必要があるのですけれども、これがシステムごとに保守運用業者が分割している場合には、その辺りの連携のオーバーヘッドが考えられて、迅速な障害復旧対応等が難しくなるのではないかとというのが、1点懸念材料としてございました。

また、業務の繁忙期、特に組織改編や人事異動期には、利用者が大きく変わって、IDの変更やいろいろな情報の登録の変更等が発生いたしますので、それによって各担当のSEの稼働状況も変わってまいります。これは、1つの業者であると、繁忙期に合わせて、その対応業務に別の業務の人員を充てるという機動的な対応ができるのですけれども、これが縦割りになってしまうと、そういう機動的な対応が難しくなるということが考えられる。こういうことを考えまして、今回、事業内容ごとの分割はデメリットのほうが大きいのではないかと判断をいたしました。

3点目ですが、契約期間の延長です。これも、2年から4年の可能性を検討してまいりました。これに関しても、業者からヒアリングをいたしまして、長期化することによって人員や費用の平準化が見込めるので、コストを減らせる可能性があるという意見がある反面、やはり業務内容の変化、システムや環境変化も考えられる。その辺りのリスクを逆に見込む必要もあるので、そのためのデメリットもあって意見が分かれる。一長一短があるという見解になりました。

また、当機構の中でも、現在、業務改革に取り組んでおりまして、それに伴って様々なシステムの更改が予定されております。

また、本中期計画からDX企画推進室が設置されて、今後、DXに取り組むという方針が出されておりますので、対象になるシステムも大幅に変化していく可能性がある。そうしますと、4年という期間は非常に長い期間になりますので、今回はこういう変化を想定して、契約期間は2年のままにさせていただくことになりました。

以上がこれまでの御指摘や業者からの指摘を踏まえた上で、改善内容としては、今回の方針に採用しなかった点、3点でございます。

最後のほうに、それ以外に仕様書の変更点として追加された業務について簡単に御説明させていただきます。

まず、これは2020年度の小委員会でも少し報告させていただいたのですけれども、

それについてフォーカスして御説明差し上げます。

まず、122ページに記載がございますが、職員間の情報共有システム、いわゆるグループウェアと言われるものですが、これに関してマーカーを引いております。具体的には、これまで紙や押印で進めた当機構内のいろいろな申請業務を電子化して、ワークフロー化していくということに取り組んでおります。これに伴って、ワークフローの申請フォームを作成したり、それを管理するという業務が発生しているため、これについて項目を盛り込ませていただきました。

次に、システムの老朽化やメンテナンスがされていなかった古い業務系のシステム、レガシーなシステムにつきましては、これまで段階的に共通の仮想基盤上に移行を進めてまいりました。これによって、新たに保守対象になったシステムがございますので、それについて追加させていただいております。

まず、1点目は86ページに記載がございますファイル共有システム。これは、各研究所で個別に管理運用したファイルサーバーを一元管理、統合して共通仮想基盤上で構築したものでございます。

次に、123ページ。これは成果管理公開システムの一部です。これも、老朽化していたシステムを廃棄、撤退いたしまして、新たに共通基盤上に再構築しております。これは、運用事業者とは別のベンダーがアプリケーションを構築しているのですが、その業者と業務の分担を明確に整理しまして、SE業務として負担すべきものに関して明確にした上で記載を追加させていただいております。

続きまして、126ページ。ここは、資産管理システムです。これも、従来パソコン1台で、Accessというアプリケーションと紙でいろいろ運用していたのですが、やはり老朽化が進みまして、仮想基盤上でウェブとデータベース化を行いまして、管理できるようにしたものでございます。いずれも機構内の業務改革の一環の中でシステムが更新されたため、それらのセキュリティーやサービスレベルを向上するために保守の運用の対象として追加させていただいたものです。

それから、93ページにシンクライアントの端末の管理を追加させていただいております。これも業務改革、働き方改革の中で、セキュリティーのレベルを向上するために導入したものでして、運用の対象とさせていただいております。

最後に、2022年度からの運用について追加させていただいたものです。94ページに記載がございますが、MicrosoftのOffice 365のアカウント管理を追加させていただ

いております。これは、Azure Active Directoryを利用した多要素認証を開始することになっておりまして、それに伴って追加が必要になったものになっております。

これに関しては、個別システムの運用サービスとしては、今年度、2021年度に構築、運用開始を予定しております。

それから、128ページの人事管理システム、130ページの人事評価システム。この2つのシステムに関しても、機構内で業務改革の一環として、今、構築を進めようとしているところございまして、追加の対象となっております。

そのほかに、業務内容が明確でなかった部分についていろいろ御指摘を頂いたことに関しては修正をさせていただきまして、今回の内容で2022年度からの運用の実施要項とさせていただきたいと考えております。

以上で説明を終了させていただきます。御意見のほど、よろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございました。

それでは、ただいま御説明いただきました本実施要項（案）について、御質問、御意見のある委員の方は御発言をお願いいたします。

○小尾専門委員 御説明ありがとうございます。

いろいろ取り組まれているということではあるのですが、業務の中で、一部の業務を切り出したりするというのは難しいということではあるのですが、今、実際に行っている業務のうち、比較的コンサルや設計に関わる業務、7/177にある、いわゆる更新整備に係る業務という部分は、運用全体の業務からすると少し特殊な気がしています。実際に請け負って運用の支援をやるということはあるのですが、次期システムがどうあるべきかとか、構築を支援するみたいな話については、この運用業務ではなくて、別にそれを支援する事業者を入れてもいいような気がするのですが、ここが切り離せないと判断された理由はどこら辺にあるのでしょうか。

○岡本無期研究技術員 ただいま頂いた御意見ですが、7/177ページのところですね。Bの「コンサルテーション」であるとか、Cの「設計」の部分ということでよろしいですかね。

○小尾専門委員 そうです。

○岡本無期研究技術員 こちらの部分ですが、運用事業者が実際に運用を行っている中で、いろいろな課題や、こうしたら良いのではという意見が出てくると思うのです。それらについて、機構の更新計画として提案していただく。実際にそれを採用するか否かというの

は、これまでもそうなのですけれども、当機構の職員等で検討するという形をとっておりますし、これからもしやしていくという位置づけでございます。

○小尾専門委員 おっしゃっていることは分かるのですが、多分、業務としては少し異色な気がしていて、ほかの部分と違う人材が必要な業務として見られる。実態がどうかは私も分からないのですけれども、こういう形で仕様書に書かれると、ここの業務に充てる人材が、一般的に運用をやっている事業者の中にいるのか、いないのかということがあって、新しい人を雇わないと、この案件に手も挙げられないということであれば、そもそも手を挙げないということにつながる可能性が高いかなと思います。

ですので、今おっしゃったように、実際問題としては次期システムの詳細というか、仕様を作って何かするという事ではないのだとすれば、しっかりここでやるべきこと、何を期待しているのかということを書き明かすか、または説明会とかで説明をされないと、多分、事業者はこれだけ見ても、私のところでは少し無理だなと判断してしまう可能性が高いかなと思います。やる内容も踏まえて、本当に設計まで欲しいのであれば別の形で調達したほうが良いですし、そうではなくて、単にコンサルといっても、今、どういうところが不満か、この辺はこうしたほうが良い、改善したほうが良いみたいなコメントを求めているということであれば、それがしっかり明確になるような書き方をされたほうが良いかと思っています。

○岩爪室長 ありがとうございます。その点は、誤解がないように留意させていただいて、今後の仕様を検討させていただきたいと考えております。

○小尾専門委員 お願いします。

○大山専門委員 今の件は、実際にこれまでやってきた業務の報告書みたいなものがあるのではないのですか。それをある程度見せられるように開示できれば、かなり分かると思うのです。

それと、ユーザー 1 人当たりの費用が一般的なベンチマークを見ると高いように見えているのだけれども、これは、今の件が原因なのか、それともほかに隠れているものがあるのか。要するに、他の組織でやっているのと同じような業務に対して、比較する必要があると思うのですけれども、そこはどうお考えですか。

○岡本無期研究技術員 ほかの省庁等で実施されている O A の運用の仕様と、請負費用が幾らだったかというのは、こちらで情報を持ち合わせていないので、今すぐ比較というのは難しいのですが、そちらについては、こちらでもう一度情報を集めて比較等をした

いと考えております。

○大山専門委員 あと、最初の業務の実績報告があるのではないですか。

○岩爪室長 報告書の開示ですね。これにつきましても、検討させていただきます。

○大山専門委員 ぜひよろしくお願いします。

○岩爪室長 ありがとうございます。

○関野副主査 御説明ありがとうございました。かなり考えていただいたと思っております。

1つ質問なのですが、A-4の表の中で、一番下に業者からのヒアリングの結果だと思うのですが、CSIRTですね。セキュリティーの基準を満たせないということなのでは、見る限り、それほど厳しいとは思えないのですが、どこの情報セキュリティーが厳しいという御意見だったか分かりますでしょうか。

○岡本無期研究技術員 本件業務を請け負うに当たって、セキュリティーで満たすべき要件というか、一部は総合評価の加点項目等にもなっているのですが、自社でのCSIRT、セキュリティーインシデントのレスポンスチームを構成しているという項目がありました。そちらは当機構の必須要件にはしていなかったと思うのですが、多分その辺りか、あるいは仕様書で求めている情報セキュリティーマネジメントの体制整備の辺りで、事業者が要件を満たせないのではないかと思って、応札を見送ったのではないかと推測されます。

私、契約担当等ではないので、直接当該事業者とやり取りしたわけではないので推測になってしまうのですが、そのようなことだったのではないかと考えております。

○関野副主査 もし機構で考えている体制と業者が請け負った体制整備に差があるのならば、その齟齬がないような書き方や記載の仕方が必要だと思うので、そこも御検討していただければ、先方が誤解しているのかもしれないので、よろしくお願いします。

○岩爪室長 ありがとうございます。御指摘事項を検討させていただきたいと思います。

○井熊主査 皆さん言われているように、いろいろなところを非常に検討されていると思いますが、特に常駐の枠組みが外れたのは大変よかったと思うのです。要するに民間が求めているのは、人件費をどれだけ減らせるかという部分で、常駐を解除すると同時に、これだけ人を置けとか、そういう拘束というものをなるべく減らしてあげて、民間が創意工夫で効率的な人員配置ができるようにしてあげたほうが良いと思うのです。特に今回、この事業というのは、市場化テスト1期目で落札率がすごく下がって、それがほかの事業

者に対して非常に低コストだというメッセージを与え、それで競争性が下がっているのではないかなと私は思うのですけれども、その意味で常駐以外の人員配置で効率性を拘束しているような例はないですか。

○岩爪室長 御指摘ありがとうございます。

その点につきましては、私どももそういう可能性があると考えておりまして、また、昨今、コロナ等でいろいろ勤務体制も厳しい状況もあり、機構内の一般的な職員につきましても、今、リモートワークを推進しているところでございますので、本業務に関しても、やはり遠隔での業務を盛り込ませていただいて、その辺りの効率化を図っていきたいと考えております。

○井熊主査 そこをなるべく民間が工夫して、効率的な体制が提案できるような措置を検討していただければと思います。

○岩爪室長 はい。承知いたしました。

○井熊主査 あと1点、小尾先生が言われたコンサルテーションのところなのですが、私は少し違った点でもう少しコンサルテーションでやる内容をはっきりしたほうが良いと思うのです。例えば、システムの更改計画などを書いてあると、今後のシステムの更改に対して、この事業者は意見を入れてしまう、つまり先行的に情報を更改できて、将来のシステム事業に対して、先行的に情報を取得してしまうというイメージを持ってしまう。利益相反というか、そういうイメージを持ってしまうのです。なので、これに対しての範囲というのは、あくまでもこの業務の中に対するという意味で書かれたと思うので、将来のシステムがこの事業者のアドバイスによって仕様が作られてしまうようなところは、そういう取られ方をしないような表現にしたほうが良いのではないかなと思います。

○岩爪室長 御指摘ありがとうございます。

かなり広範な対象に誤解を受けるような書きぶりになっているかと思います。もっと軽微な修正や改善を想定して記載しているのですが、その辺りに誤解がないように修正していきたいと考えております。

○事務局 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

井熊主査、お願いいたします。

○井熊主査 全体的に各委員が言われているように、非常によく検討されていると思うのですが、幾つか指摘の点が出ましたので、それにつきましては機構のほうで御検討いただきまして、事務局を通してどうするか、扱いを御報告いただいて、各委員に確認した後に

意見招請などを進めていただければと思います。どうもありがとうございました。

○岩爪室長 承知しました。ありがとうございました。

(情報通信研究機構退室)

(農林水産省入室)

○事務局 続きまして、農林水産省行政情報システム運用管理業務の実施状況について、農林水産省大臣官房デジタル戦略グループ、窪山参事官より御説明をお願いしたいと思います。

○窪山参事官 ありがとうございます。当方からは資料2というものがあると思いますので、御覧いただけますでしょうか。よろしいでしょうか。

民間競争入札実施事業の農林水産省行政情報システムの運用管理業務の終了についてということで、御説明させていただきます。

農林水産省行政情報システム、通称LANシステムと言っておりますけれども、この運用管理業務につきましては、従来より民間競争入札を実施しているところです。令和2年6月5日の官民競争入札と監理委員会におきまして、引き続き民間競争入札を実施することとされております。

この引き続きといいますのは、その当時の経緯を見ますと、システム更改に合わせてということで、令和5年5月めどに入札公告することとしていた同システムの運用管理業務を指すということになっております。

他方、他府省庁が利用する情報ネットワークシステムにつきましては、第7回のデジタル・ガバメント閣僚会議、令和2年6月5日でしたけれども、そこにおきまして、「政府のネットワーク環境への再構築について」というところの方針が示されておきまして、ガバメントネットワークに統合により一元化する方針が示されております。

農林水産省は、令和3年度以降のシステム更改の時期に合わせて、具体的には令和6年1月になりますけれども、そこに向けてガバメントネットワークに移行するということで、今、IT室と調整を進めているところでございます。

市場化テストの対象にされていまして農林水産省行政情報システムの運用管理業務自体が、その時点で必要性がなくなるということになりますので、令和5年5月をめどに市場化テストによる入札公告は行わないこととなっております。

○事務局 ありがとうございます。

続きまして、当事業の評価案について、総務省より説明いたします。

○事務局 では、お手元、資料B－1を御覧ください。『農林水産省行政情報システムの運用管理業務』の評価について」でございます。

まず、先ほど、農林水産省から御説明がありましたように、1番、昨年、第249回官民競争等入札監理委員会において、現在、市場化テストは3期目でございますけれども、この事業の評価を行いました。その結果といたしまして、次期事業については、システム更改に合わせ、令和5年度から開始される事業について、引き続き民間競争入札を実施することとしたという経緯でございます。

2番、今回、農林水産省から御説明がありましたように、令和6年1月からガバメントネットワークへ移行するということで、次期ネットワークシステムの更改を実施しないこととなったということでございます。

3番、以上によりまして、当該事業評価、これは昨年の評価でございますけれども、一旦評価は出しておりますので、これを修正する必要があるとございます。その修正箇所につきましては、大きくは3点ございます。

1点目、評価の概要でございますけれども、原文としては市場化テストを継続することが適当であるという趣旨で書かせていただいています。この修正に関しましては、最後、結びとして「市場化テストを終了する」という書きぶりに変更させていただきたいと思えます。

2点目、「検討」の（6）「今後の方針」というところで、ページを送っていただきまして、原文といたしましては、システム更改に合わせ、令和5年度から開始される事業において引き続き民間競争入札を実施することとするという結びにしておりましたが、ページを戻っていただきまして、最後、アンダーラインの最後のほうに書いてございます「市場化テストを終了する」と。

ただし、なお書きで、2ページ目の冒頭にございますけれども、事業が終了となった後、本事業の機能を継承する事業が万一実施される場合には、「市場化テスト導入について検討すべきものとする」という1文を追加しております。

3点目といたしまして、前回の評価につきまして、今回の農林水産省からの終了報告を評価案の別添2として添付させていただくという形で、事業評価について変更をかけたいと考えております。

事務局からは以上です。

○事務局 それでは、ただいま御説明いただきました事業の状況及び評価案について、御

質問、御意見のある委員の方は御発言をお願いいたします。

○井熊主査 特にこの取扱いについて異論があるわけではないのですけれども、総務省の評価案についてという資料の中で、概要が2か所あるのですが、「評価」、「1 概要」と書いてあって、今の内容では評価の概要にはなっていないのです。事業が終了するということが書いてあって、評価は「市場化テストを継続することが必要である」という言葉は要らないのですけれども、「競争性確保の観点において課題が認められる。ただし、本事業は」みたいにして、評価のことを一言触れたほうが良いのではないですか。

○事務局 先生のおっしゃるとおり、評価のことを1文入れて記載させていただきたいと思います。

○大山専門委員 説明ありがとうございました。

もし分かればですが、資料2の中で、2ポツに「他方、各府省が」と書いてあって、「政府のネットワーク環境の再構築について」という話で、「ガバメントネットワークへの統合により一元化」と書いてあるのですけれども、農水省のネットワーク利用は、ほかと論理的な区別もなく、必要になってしまうということが前提なのかどうか。もし論理的に分離されているとすれば、この業務は今回の業務ですけれども、本当になくなると考えているのかどうか。ここについて確認させてください。

○窪山参事官 ありがとうございます。ガバメントネットワークに統合してしまいますと、農林水産省のLANシステム自体の運用がなくなるということであります。したがって、このLANシステムがなくなる以上、運用管理業務の必要性はなくなるという整理でございます。

○大山専門委員 それは、正式決定ですか。それがよく分からないのです。統合と分け隔てなくネットワークを使うのとは意味が違うと思うのです。

○窪山参事官 正式決定をしております。

○大山専門委員 そうですか。どちらでもいいのですけれども、将来、農水省が実施しているLANの利用に関するセキュリティー上の問題は、農水省の責任になるかどうか分からないということがあり得ると思うのですけれども、そういう判断だということですね。

○窪山参事官 そうですね。ガバメントネットワーク上で仕事をすることになりますので、セキュリティー上の問題というのは、ガバメントネットワークの世界で整理されていくということになっていきます。

○大山専門委員 VLANも入らないのですね。

○窪山参事官 はい。

○大山専門委員 分かりました。ありがとうございます。

○事務局 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

井熊主査、お願いいたします。

○井熊主査 それでは、評価書のところで修正するところがありますが、それは事務局で修正していただくということで、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえて終了する方向で監理委員会に報告するようにお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

○窪山参事官 ありがとうございます。

(農林水産省退室)

(建築研究所入室)

○事務局 続きまして、共用計算機システム借用及び運用支援業務の次期事業開始時期の変更の報告について、国立研究開発法人建築研究所企画部情報技術課、中間課長より御説明をお願いしたいと思います。

○中間課長 本日は、お時間を頂きましてありがとうございます。国立研究開発法人建築研究所の企画部情報技術課の中間でございます。

国立研究開発法人建築研究所共用計算機システム借用及び運用支援業務次期事業開始時期の変更について、お手元の資料3で御説明、御報告をさせていただきます。

まず、簡単に事業の概要についてですが、本事業は、弊所職員が利用いたします各種ネットワークサーバー、ネットワーク機器及び運用管理サーバーからなります共用計算機システムの借用及び、これらシステムを安定的かつ適切に稼働させるためのシステムの運用管理、エンドユーザーへのサポートなどを行うものであります。

もう少し詳しい内容としまして、資料C-1にありますポンチ絵を御覧ください。現在、弊所の業務規模はユーザー数が約150名、サーバー数は6台、クライアント端末の台数は約500台となっております。次期業務としましては、資料の下段にありますとおり、①のサーバー機器等の賃貸借から⑧の借入期間満了時の借入物品の撤去、次期システム受注者への引継ぎまでとなります。

また、資料3に戻っていただきたいと思います。この共用計算機システムの借用及び運用支援業務につきましては、次期業務で市場化テストの対象となっておりますため、来年度の令和4年度からの運用開始に向けて、今年8月の入札に係る官報公告の掲載に向けた

作業を行っているところでございましたが、本調達手続と同時期に独立行政法人情報処理推進機構の監査におきまして、共用計算機システムの見直しに係るセキュリティ上の指摘を受けましたことにより、この対応において、次期共用計算機システムの構成を大幅に見直す必要が生じたところです。これら、システムの見直し及び、当該調達仕様書の修正等で相当の時間を要しますため、やむを得ずスケジュールの変更を行うこととなった次第でございます。

スケジュールの変更ですが、現在、運用しております共用計算機システムの借用及び運用支援業務については、当初の契約どおり、令和4年3月末をもって終了いたします。

先ほど御説明しました監査でのセキュリティ上の指摘に対する当該共用計算機システムの見直しを行うために、次期共用計算機システムの借用及び運用支援業務に係る事業開始については、1年延期をいたしまして、再来年の令和5年4月からいたします。

なお、弊所の運用支援業務を不断なく継続する必要がありますため、現在契約しております業務が終了した後、次期共用計算機システムの業務が開始されるまでの令和4年4月から令和5年3月の1年間は、現在契約中の受注者と特命随契による業務契約をしたいと考えております。

資料下段に参考としまして、当初予定と変更予定スケジュールを記載しております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。

ただいま御説明いただきましたが、御質問等がございましたら、御発言をお願いいたします。

○大山専門委員 説明ありがとうございました。

1つ教えてほしいのですが、特命随契の特命とはどういう意味なのでしょうか。

○中間課長 特命といいますのは、随意契約するに当たって、特定の者、現在受注している業者と随意契約するということで、特段の理由をもって随意契約するという特命でございます。

○大山専門委員 そうですか。一般的に使われている言葉なのですか。そう決まっているならそれで良いのです。

○中間課長 特定の業者を指定しておりますので、特命。

○大山専門委員 随契だから、普通、そうなのではないのですか。

○中間課長 通常の随契ということです。

○大山専門委員 同じということですか。

○中間課長 同じです。

○大山専門委員 それで、今回は契約変更と随契と2つあったと思うのですが、こちらを選んだ理由を教えてくださいませんか。随契のほうが安くなったとかあるのでしょうか。

○中間課長 現在の事業を1年延長するということも可能ではあるのですが、現在の事業内容については特段変更がありませんので、予定どおり来年の3月をもって終了して、改めて随意契約したいと考えています。

○大山専門委員 それは分かるのですが、経費の問題ではないのですか。経費を下げるのが1つの目的だったと思うのですが、そこについては、この判断が合理的だと入れる必要があると思うのです。そこはどのようなのでしょうかという質問です。

○中間課長 そこについては、結果的に随契のほうが経費等を削減されるかどうかというのは、今のところ分かりません。

○大山専門委員 分かりました。ありがとうございました。

○事務局 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

井熊主査、お願いいたします。

○井熊主査 どうもありがとうございました。

今の大山先生の御指摘で、特に大山先生、何か修正などは必要ありますか。

○大山専門委員 やはり説得力のある理由によって随意契約を選んだと書いていただけると非常に良いと思うのです。そこが分からなかったのです。少し御検討いただくというのはあるかもしれません。

○中間課長 通常指名にするか、随契にするのかは、まだそこまでは決めておりませんので、今後少し検討したいと思っております。

○井熊主査 随意契約をする場合の条件がありますよね。

○大山専門委員 確かにあります。

○井熊主査 なので、基本的に随契そのものの扱いに関して異論があるわけではないのですが、その理由に関して付記いただきたいという扱いで良いですか。

○大山専門委員 選択肢が2つあったはずなので、少なくともそこについては検討したということが残っているほうが良いかと思います。随契だと価格交渉できますよね。それでも断られたというならしょうがないので、あとは事務作業量とか、別の理由だと思うのです。

○井熊主査 今、大山先生が言われたような点を御検討いただきまして、その理由を明確にした上で進めていただくことにしたいと思いますが、事務局、それでよろしいですか。

○事務局 随意契約にした積極的な理由のところを追記していただき、修正したいと思います。

○井熊主査 では、その修正のところを各委員が確認するようにして進めていただければと思います。

本日はどうもありがとうございました。

(建築研究所退室)

○事務局 続きまして、政府所有米穀の販売等業務の実施状況の報告について、事務局より御説明いたします。

○事務局 政府所有米穀の販売等業務について、農林水産省から提出されました平成28年度の実施状況報告について、概要を御説明いたします。

本件は、昨年5月に評価を行いました際、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」Ⅱの1の(1)の基準を満たすことが見込まれており、平成28年度開始事業の経過が順調であれば、審議を行わず、終了プロセスに移行することが適当であるとされた事業でございます。このため、本日、事務局から報告させていただき、本小委員会への報告をもちまして、終了プロセスに移行していただくものと考えております。

まず、結論から申し上げます。経過が順調のため、終了プロセスに移行することが妥当であると報告するものです。

以下、資料4に従いまして、状況等を御説明させていただきたいと思っております。

まず、事業の概要でございます。主要食糧の需給及び価格安定に関する法律に基づき、政府が買入れを行った政府所有米穀の販売、保管、運送を行う業務となります。今回、報告された期間は、平成28年度から令和3年度の6年間でございます。

受託事業者は、記載のあるとおり3社でございます。本件、5者応札となっており、応札者の上位3社が受託する形になっておりますので、競争性は確保されていると考えております。

経緯については、改めて御説明するまでもないかもしれませんが、もう一度振り返らせていただきたいと思います。

本件、平成20年に事故米の不正転売事件を受け、特に公平性の確保が重要であるということから選定された事業となります。選定後は、しばらくの間、順調に推移しておりま

したことから、新プロセスに平成29年の契約分から移行いたしました。

しかしながら、平成30年4月に鼠害の被害、いわゆるネズミにかじられたりした米の扱いにつきまして、農林水産省に報告せず、袋を詰め替えた上、偽造した農産物検査証明印を押印の上、出荷していたことが明らかになり、現行プロセスに戻された案件となっております。

その後、第4期の事業評価、昨年5月に行われた事業評価ですが、こちらで経過が順調であるということもあり、また、何年も審議して、概ね良好な結果であることから、終了プロセスの基準が満たされることが見込まれ、今回の評価が順調であれば、審議は行わず、終了プロセスに移行して良いとされたものとなります。

それでは、確保されるべき質について御説明いたします。

2ページ目の2の「実施状況報告の概要」、(1)「確保されるべき質の達成状況」を御覧ください。それぞれ基準の記載がございます。お米の安全性の確保、適正流通の確保、備蓄米の適正な保管について、それぞれ記載されております。今回、法令に基づいて、適正に運用されている状況になっており、質も問題ないことを報告書で確認しております。

次に、「民間事業者の改善提案」のところでございます。今回、コロナウイルス感染症対策ということで、集団研修が行えない状況のため、1年目の新任担当研修などにつきましては、オンライン研修を行うなど、適宜フレキシブルな対応をとられていると報告を受けております。

最後に、「実施経費」を御報告させていただきたいと思っております。3ページ目の(3)の「実施経費」のところを御覧ください。例年どおり、1トン当たりの費用で比較を行っております。

本年度は、1万3,163円、約38.5%の削減ということで、引き続き削減傾向が見られております。

以上のことから、コストについても問題ないと私どもは判断いたしました。法令違反もなく、農林水産省内に入札監視委員会も設置されており、評価を受ける予定であること、また、5者応札であり、競争性も確保されており、質の確保、経費の削減もできていることから、いわゆる終了プロセスの基準を満たしておりますため、終了プロセスにそのまま移行することが妥当であるという御報告をするものでございます。

以上でございます。

○事務局 御質問等ございましたら、御発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。

井熊主査、お願いいたします。

○井熊主査 今回の御説明にありましたとおり、順調に推移しているということでございますので、これは異存なしという形で進めたいと思います。

関野先生、よろしいですか。

○関野副主査 はい、結構です。

○井熊主査 では、それでは、異存なしということでお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

—— 了 ——